

改正案	現行
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二〜五 （略）</p> <p>別表第一 開設計画に記載すべき事項</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 電波の能率的な利用の確保に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 総合通信局の管轄区域内における、毎年度ごと、市町村ごと、無線局の種別ごと及び周波数ごとの無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準に係る無線設備（拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであって、六四値直交振幅変調が可能なもののうち、隣接する二の搬送波を使用すること又は複数の空中線を使用する空間多重方式を用いることにより伝送速度を向上させるものに限る。以下この号において同じ。）、同規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備又は同規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備であつて、同規則第四十九条の六の五に規定する技術基準に係る無線設備又は第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備の発射する電波を中継するものを含む。以下「三・九世代移動通</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二〜五 （略）</p> <p>別表第一 開設計画に記載すべき事項</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 電波の能率的な利用の確保に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 総合通信局の管轄区域内における、毎年度ごと、市町村ごと、無線局の種別ごと及び周波数ごとの無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準に係る無線設備（拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであって、六四値直交振幅変調が可能なもののうち、隣接する二の搬送波を使用すること又は複数の空中線を使用する空間多重方式を用いることにより伝送速度を向上させるものに限る。）、同規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備又は同規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（以下「三・九世代移動通信システム等」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局の開設数並びに別表第二第三号1に規定する三・九世代移動通信システム等のカバー率に関する今後の計画</p>

「通信システム等」という。) を使用する基地局及び陸上移動中継局の開設数並びに別表第二第三号 1 に規定する三・九世代移動通信システム等のカバー率に関する今後の計画

3 (略)

八・九 (略)

別表第二・別義第三 (略)

3 (略)

八・九 (略)

別表第二・別義第三 (略)